令和５年　６月　９日開会
令和５年　　月　　日閉会

令和５年第２回北広島市議会定例会

議　　案　　書

北　　広　　島　　市

議　件

同意案第１号	農業委員会委員の任命について
同意案第２号	農業委員会委員の任命について
同意案第３号	農業委員会委員の任命について
同意案第４号	農業委員会委員の任命について
同意案第５号	農業委員会委員の任命について
同意案第６号	農業委員会委員の任命について
同意案第７号	農業委員会委員の任命について
同意案第８号	人権擁護委員の推薦について
議案第　１号	北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　２号	北広島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　３号	北広島市税条例の一部を改正する条例について
議案第　４号	北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第　５号	財産の取得について
議案第　６号	財産の取得について
議案第　７号	市道路線の認定について
議案第　８号	令和５年度北広島市一般会計補正予算（第３号）

同意案第１号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　安宅一夫（あたくかずお）

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

安宅一夫委員の任期満了（令和５年７月１９日）に伴い、引き続き任命するものです。

同意案第２号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　佐々木（ささき）　珠（たま）　恵（え）

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

佐々木珠恵委員の任期満了（令和５年７月１９日）に伴い、引き続き任命するものです。

同意案第３号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　佐藤芳之介（さとう よしのすけ）

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

佐藤芳之介委員の任期満了（令和５年７月１９日）に伴い、引き続き任命するものです。

同意案第４号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　茶（ちゃ）　木（き）　義（よし）　行（ゆき）

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

茶木義行委員の任期満了（令和５年７月１９日）に伴い、引き続き任命するものです。

同意案第５号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　三戸（みと）　修（おさむ）

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

三戸修委員の任期満了（令和５年７月１９日）に伴い、引き続き任命するものです。

同意案第６号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　宮北（みやきた）　輝（てる）

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

宮北輝委員の任期満了（令和５年７月１９日）に伴い、引き続き任命するものです。

同意案第７号

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　山　田　智　美（やま　だ　とも　み）

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

塚本能信委員の任期満了（令和５年７月１９日）に伴い、新たに任命するものです。

同意案第８号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏　名　　佐々木（ささき）　泉（いずみ）

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

福与春美委員の任期満了（令和５年９月３０日）に伴い、新たに推薦するものです。

議案第１号

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年北広島市条例第３２号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

令和６年３月から生活保護制度において、個人番号を用いた医療扶助のオンライン資格確認が開始されることに伴い、生活に困窮する外国人に対する生活保護に準じた措置についても、同様の資格確認が可能となるよう、個人番号の利用事務を定めるなど、所要の改正を行うものです。

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年北広島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>(個人番号の利用範囲等)
第4条　法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
2　別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
3　略
4　前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)
第5条　法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
2　前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。

別表第1(第4条関係)
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>市長</td><td>生活に困窮する外国人に対して生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行われる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr></table>
別表第2(第4条関係)
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>1　市長</td><td>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収</td><td>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神</td></tr></table></td><td>(個人番号の利用範囲等)
第4条　法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2　略
3　前項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)
第5条　法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
2　前条第3項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。</td></tr>
</table>

改正後			改正前
	金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
		生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行われる保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
		北広島市営住宅条例(平成9年北広島市条例第16号)による家賃に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
2　市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の	障害者関係情報であって規則で定めるもの	
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの	
		公営住宅関係情報であって規則で定めるもの	

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>支給に関する事務であって規則で定めるもの</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">3　市長</td><td rowspan="4">生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行われる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>障害者関係情報であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td>地方税関係情報であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td>公営住宅関係情報であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条に掲げる情報であって規則で定めるもの</td></tr>
</table>
別表第3(第5条関係)
<table>
<tr><th>情報照会機関</th><th>事務</th><th>情報提供機関</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td>1　市長</td><td>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>教育委員会</td><td>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td>2　市長</td><td>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>教育委員会</td><td>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
</td><td>
別表(第5条関係)
<table>
<tr><th>情報照会機関</th><th>事務</th><th>情報提供機関</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td>1　市長</td><td>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>教育委員会</td><td>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td>2　市長</td><td>給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>教育委員会</td><td>学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２号

北広島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和４７年広島町条例第２７号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行に伴い、感染症に係る防疫作業に従事する者に対して特例で支給していた防疫作業手当を廃止するものです。

北広島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北広島市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和47年広島町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。	附　則 (施行期日) 1　この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。 (防疫作業手当の特例) 2　職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の患者を受け入れた病院、宿泊施設等の内部又はこれに準ずる区域として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。 3　前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3千円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4千円)とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第３号

北広島市税条例の一部を改正する条例について

北広島市税条例（昭和２５年広島村条例第１４号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市税条例の一部を改正する条例

北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第27条の9　略 2　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。 3　略	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第27条の9　略 2　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3　略
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第29条の3の2　略 2　前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。 3　第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 4　第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第29条の3の2　略 2　前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 3　前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

改正後	改正前
5　給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。	4　給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
6　前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	5　前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
(個人の市民税の徴収の方法等) 第30条の2　個人の市民税は、第33条の2、第33条の5の2第1項、第33条の5の5又は第36条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。 2　略 3　森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。	(個人の市民税の徴収の方法) 第30条の2　個人の市民税は、第33条の2、第33条の5の2第1項、第33条の5の5又は第36条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。 2　略
(個人の市民税の納税通知書) 第32条　個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の道民税額及び森林環境税額の合算額(第33条の5第1項又は第33条の5の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第33条の5第1項又は第33条の5の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。	(個人の市民税の納税通知書) 第32条　個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び道民税額の合算額(第33条の5第1項又は第33条の5の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第33条の5第1項又は第33条の5の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。
(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第33条の2　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同	(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第33条の2　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

改正後	改正前
じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。 (1)及び(2)　略	(1)及び(2)　略
2　前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第29条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。	2　前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第29条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
3　前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。	3　前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
4　略	4　略
5　納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。	5　納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
6　特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月	6　特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6

改正後	改正前
1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がなされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。	月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がなされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によつて徴収する。
(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)	(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)
第33条の5　個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。	第33条の5　個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
2　法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。	2　法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。
(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)	(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)
第33条の5の2　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)	第33条の5の2　個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)

改正後	改正前
の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第33条の5の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の5の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。 (1)　略 (2)　特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者	の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の5の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。 (1)　略 (2)　特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
2　前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。	2　前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。
(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第33条の5の6　法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。	(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第33条の5の6　法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。
2　法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年	2　法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は

改正後	改正前
金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。	年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第33条の8　略 2　前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3及び4　略	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第33条の8　略 2　前項の場合において、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 3及び4　略
(種別割の税率) 第71条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　原動機付自転車 ア～ウ　略 エ　3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額　3,700円 (2)及び(3)　略	(種別割の税率) 第71条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　原動機付自転車 ア～ウ　略 エ　3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの　年額　3,700円 (2)及び(3)　略
附　則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課	附　則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課

改正後	改正前
税の特例) 第8条　昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2及び3　略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2　略 2～18　略 19　法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3　略 2～9　略 10　法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称) (2)　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積 (3)　家屋の建築年月日及び登記年月日 (4)　当該工事が完了した年月日 (5)　当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 11　略 12　略	税の特例) 第8条　昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2及び3　略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2　略 2～18　略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3　略 2～9　略 10　略 11　略 (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2　法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年1

改正後	改正前
	2月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2　略 2及び3　略 4　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2　略 2及び3　略 4　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6　略 2　略	(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6　略 2　略 3　自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第69条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2　略 2　略 3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2　略 2　略 3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2　昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2)　略 2　前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2　昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2)　略 2　前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義

改正後	改正前
務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
3　略	3　略
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)	(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
第22条の3　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の7の3の規定を適用する。	第22条の3　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の7の3の規定を適用する。
第26条　法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	第26条　法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第71条第1号エの改正及び附則第7項の規定(この条例による改正後の北広島市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を除く。)　令和5年7月1日

(2)　第27条の9第2項並びに第30条の2の見出し及び同条第1項の改正、同条に1項を加える改正並びに第32条、第33条の2、第33条の5、第33条の5の2及び第33条の5の6の改正並びに附則第15条の2の2の改正(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」

に改める部分に限る。)及び附則第16条の2第3項の改正並びに次項、第7項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第9項の規定　令和6年1月1日

(3)　第29条の3の2の改正及び附則第3項の規定　令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2　前項第2号に掲げる規定による改正後の北広島市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3　新条例第29条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき北広島市税条例第29条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

5　次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

6　この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第26条の規定の適用については、「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

7　新条例第71条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8　令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の北広島市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

9　新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第４号

北広島市火災予防条例の一部を改正する条例について

北広島市火災予防条例（昭和３７年広島村条例第１６号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成１４年総務省令第２４号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市火災予防条例の一部を改正する条例

北広島市火災予防条例(昭和37年広島村条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章　略 第3章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条―第17条の4) 第2節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条―第22条の2) 第3節　火の使用に関する制限等(第23条―第28条) 第4節　略 第3章の2　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の8) 第4章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第1節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条―第32条) 第2節　指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条―第34条の2) 第3節　略 第5章　消防用設備等の技術上の基準の付加(第35条―第40条) 第6章　避難管理並びに防火管理及び防災管理(第41条―第49条の3) 第6章の2　略 第7章　雑則(第50条―第54条) 第8章　略 附則	目次 第1章及び第2章　略 第3章　火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等 第1節　火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条～第17条の4) 第2節　火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条～第22条の2) 第3節　火の使用に関する制限等(第23条～第28条) 第4節　略 第3章の2　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の8) 第4章　指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等 第1節　指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条～第32条) 第2節　指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条～第34条の2) 第3節　略 第5章　消防用設備等の技術上の基準の付加(第35条～第40条) 第6章　避難管理並びに防火管理及び防災管理(第41条～第49条の3) 第6章の2　略 第7章　雑則(第50条～第54条) 第8章　略 附則
(急速充電設備) 第11条の2　急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)　急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するため	(急速充電設備) 第11条の2　急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号及び第31条の5第2項第2号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)　急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するため

改正後	改正前
の措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。	の措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
ア　不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの	
イ　分離型のものにあっては、充電ポスト	
(2)　その筐(きょう)体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。	(2)　その筐(きょう)体は不燃性の金属材料で造ること。
(3)～(5)　略	(3)～(5)　略
(6)　コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。	(6)　急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
(7)　コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。	(7)　急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
(8)～(10)　略	(8)～(10)　略
(11)　急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。	(11)　急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
(12)　急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。	(12)　自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
(13)　コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。	(13)　コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
(14)及び(15)　略	(14)及び(15)　略
(16)　急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。	(16)　急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
ア～エ　略	ア～エ　略
(17)　急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。	
(18)　略	(17)　略
(19)　略	(18)　略
2　略	2　略
(喫煙等)	(喫煙等)
第23条　略	第23条　略
2　略	2　略
	3　前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、市長が別に定めるものとしなければならない。
3　第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲	4　第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲

改正後	改正前
げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。 (1)　略 (2)　前号に掲げる場合以外の場合　適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合にあっては、この限りでない。) 4　第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。 5　第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに、客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6及び7　略	げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。 (1)　略 (2)　前号に掲げる場合以外の場合　適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、市長が別に定めるものとしなければならない。) 5　前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに、客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。 6及び7　略

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　第11条の2第1項の改正の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の北広島市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3　新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4　この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第５号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４０年広島村条例第４号）第３条の規定により議会の議決を求める。

記

１　名称及び数量　　小学校校務用コンピュータ等　一式
２　取 得 の 方 法　　北海道市町村備荒資金組合からの譲渡取得
３　取得予定価格　　４８，７５０，５０４円（うち消費税及び地方消費税４，４３１，８６４円）
４　取得の相手方　　札幌市中央区北４条西６丁目
北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長職務代理者　副組合長　三　井　一　敏

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

小学校校務用コンピュータ等を更新するものです。

入札 ~~(見積)~~ 状況調書

1 入　札　番　号　　2番入札

2 件　　名　　小学校校務用コンピュータの購入

3 入札~~(見積)~~年月日　　令和5年5月10日　　9時30分

4 入札~~(見積)~~場所　　北広島市役所4階会議室4F

入札~~(見積)~~の結果

業　　者　　名	代理人	第　1　回　目		第　2　回　目		第　3　回　目		第　4　回　目		第　5　回　目	
株式会社ホクト商会　北広島支店		47,081,980	3								
有限会社本と文具のみなみ		49,056,920	5								
野村家電販売株式会社　北広島支店		44,318,640	1	落　　札							
株式会社ヤマキ鈴木商店		48,164,600	4								
株式会社カミノ　北広島支店		45,248,410	2								

※　当該金額に10%に相当する金額を加算した金額が、契約金額である。

入札~~(見積)~~書記載価格　44,318,640 円
消費税額　4,431,864 円
契約金額　48,750,504 円

落札~~(決定)~~業者　　野村家電販売株式会社　北広島支店

議案第６号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４０年広島村条例第４号）第３条の規定により議会の議決を求める。

記

１　名称及び数量　　中学校大型提示装置等 一式
２　取得予定価格　　４３，４９４，０００円（うち消費税及び地方消費税３，９５４，０００円）
３　契約の相手方　　北広島市里見町４丁目１番地１
栄デンキ株式会社
代表取締役　長沢　佳利

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

中学校大型提示装置等を更新するものです。

入札 ~~(見積)~~ 状況調書

1 入　札　番　号　　1番入札
2 件　　名　　中学校大型提示装置の更新
3 入札~~(見積)~~年月日　　令和5年5月31日　　9時30分
4 入札~~(見積)~~場所　　北広島市役所4階会議室4F

入札~~(見積)~~の結果

業　　者　　名	代理人	第　1　回　目		第　2　回　目		第　3　回　目		第　4　回　目		第　5　回　目	
有限会社本と文具のみなみ		71,200,000	5								
株式会社ヤマキ鈴木商店		49,000,000	4								
株式会社シスコ		44,220,000	2								
ミウラ家電		47,564,000	3								
栄デンキ株式会社		39,540,000	1	落　　札							

※　当該金額に10%に相当する金額を加算した金額が、契約金額である。

入札~~(見積)~~書記載価格　39,540,000 円
消費税額　3,954,000 円
契約金額　43,494,000 円

落札~~(決定)~~業者　　栄デンキ株式会社

議案第７号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定するため、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

記

市道路線の認定

路線番号	路 線 名	起　　点	終　　点
Ｄ－８４	輪厚新生 12 号線	北広島市輪厚中央 2 丁目 2 番 17	北広島市輪厚中央 2 丁目 2 番 32
ＤＤ－３	輪厚新生 2 号緑道	北広島市輪厚中央 2 丁目 2 番 29	北広島市輪厚中央 2 丁目 2 番 31

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

輪厚新生１２号線ほか１路線を市道路線に認定するものです。

詳 細 位 置 図

4
認定路線
輪厚スマートIC
輪厚スマートIC
当該地
西部小学校
輪厚
輪厚
道央自動車道

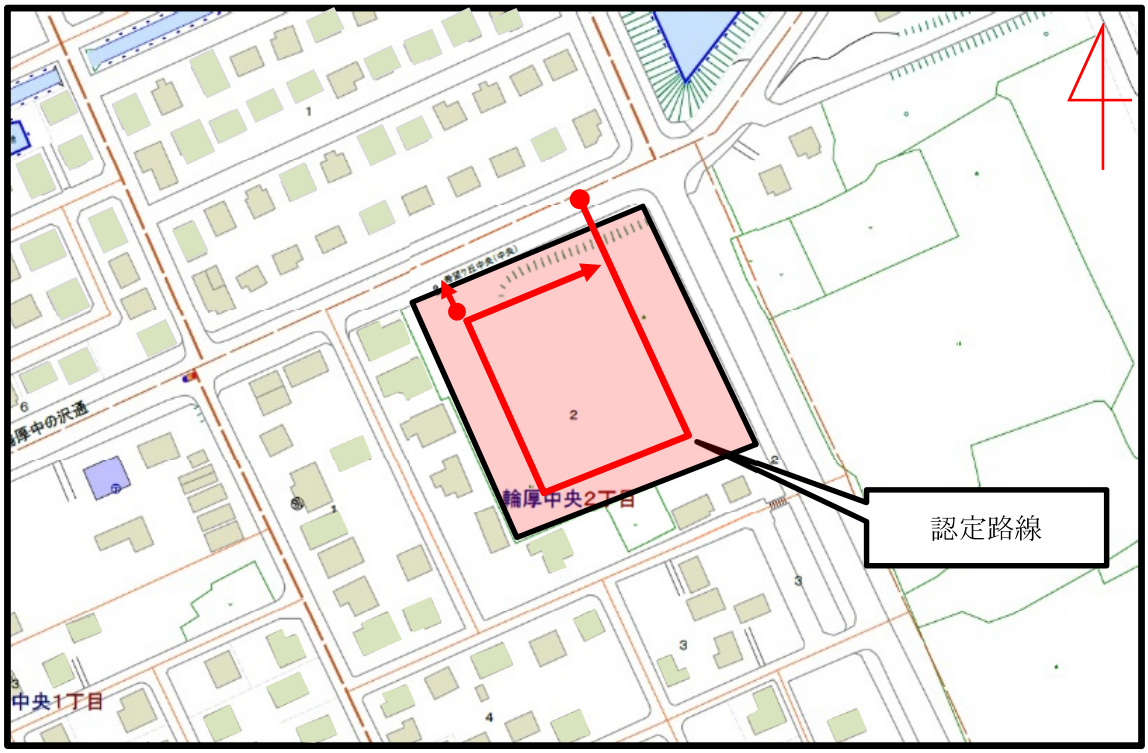
4
輪厚中央2丁目
認定路線
中央1丁目

認定路線図

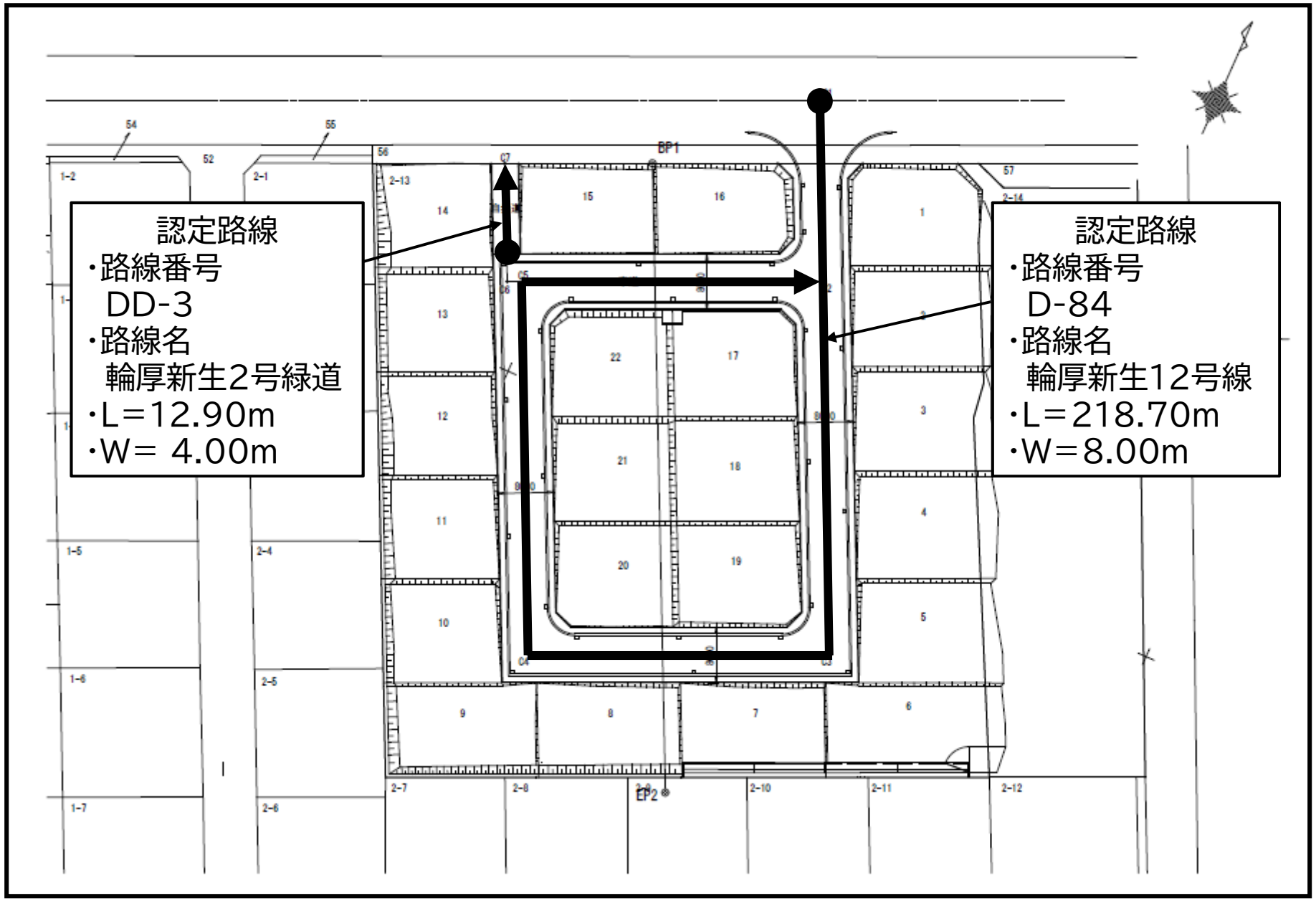
認定路線
・路線番号
DD-3
・路線名
輪厚新生2号緑道
・L＝12.90m
・W＝ 4.00m
認定路線
・路線番号
D-84
・路線名
輪厚新生12号線
・L＝218.70m
・W＝8.00m

議案第８号

令和５年度北広島市一般会計補正予算（第３号）

令和５年度北広島市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６９９，５１７千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１，６８０，６０５千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第３条　地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和５年６月９日提出

北広島市長　上　野　正　三

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,676,004	521,081	8,197,085
	2 国庫補助金	4,438,270	521,081	4,959,351
17 道支出金		1,835,926	7,000	1,842,926
	2 道補助金	289,281	7,000	296,281
19 寄附金		1,000,010	21,000	1,021,010
	1 寄附金	1,000,010	21,000	1,021,010
20 繰入金		771,980	19,409	791,389
	1 基金繰入金	771,980	19,409	791,389
21 繰越金		101,112	53,627	154,739
	1 繰越金	101,112	53,627	154,739
22 諸収入		588,432	3,000	591,432
	5 雑入	212,802	3,000	215,802
23 市債		2,612,100	74,400	2,686,500
	1 市債	2,612,100	74,400	2,686,500
歳入合計		30,981,088	699,517	31,680,605

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,189,180	158,367	4,347,547
	1 総務管理費	3,313,809	12,367	3,326,176
	2 企画費	601,823	146,000	747,823
3 民生費		10,736,643	79,057	10,815,700
	2 児童福祉費	3,897,269	79,057	3,976,326
4 衛生費		2,507,370	384,746	2,892,116
	1 保健衛生費	452,174	384,746	836,920
5 農林水産業費		85,042	4,238	89,280
	1 農業費	72,118	4,238	76,356
6 商工労働費		367,183	57,000	424,183
	1 商工費	347,958	57,000	404,958
9 教育費		1,981,430	16,109	1,997,539
	1 教育総務費	372,245	30	372,275
	4 社会教育費	405,587	3,000	408,587
	5 保健体育費	753,557	13,079	766,636
歳出合計		30,981,088	699,517	31,680,605

第2表　債務負担行為補正

（追加）　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限度額
インターネット仮想ブラウザサーバ借上経費	令和5年度から 令和10年度まで 6年間以内	43,480
防災食育センター厨房備品等更新経費	令和5年度から 令和6年度まで 2年間以内	255,845

第3表　地方債補正

（追加）　（単位：千円）

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駅西口周辺エリア活性化事業債	50,800	証書借入 又は 証券発行	年6.5％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（据置期間を含む。）において償還する。 ただし、必要に応じ繰上償還することができる。

（変更）　（単位：千円）

起債の目的	補　　正　　前				補　　正　　後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所等整備事業債	47,200	証書借入 又は 証券発行	年6.5％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（据置期間を含む。）において償還する。 ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	70,800	同　左	同　左	同　左

令和５年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

（一般会計補正予算第３号）

総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
16 国庫支出金	7,676,004	521,081	8,197,085
17 道支出金	1,835,926	7,000	1,842,926
19 寄附金	1,000,010	21,000	1,021,010
20 繰入金	771,980	19,409	791,389
21 繰越金	101,112	53,627	154,739
22 諸収入	588,432	3,000	591,432
23 市債	2,612,100	74,400	2,686,500
歳　入　合　計	30,981,088	699,517	31,680,605

歳入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1 総務費国庫補助金	2,136,332	56,500	2,192,832	2 企画費補助金	56,500	優良建築物等整備補助金（社会資本整備総合交付金）	56,500
2 民生費国庫補助金	685,977	41,441	727,418	2 児童福祉費補助金	41,441	次世代育成支援対策施設整備交付金	4,956
						保育対策総合支援事業費補助金	7,140
						就学前教育・保育施設整備交付金	29,345
3 衛生費国庫補助金	312,059	358,619	670,678	1 保健衛生費補助金	358,619	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	132,838
						新型コロナウイルスワクチン接種対策費補助金	224,571
						歯科疾患予防事業補助金	1,210
6 地方創生臨時交付金	295,495	64,521	360,016	1 地方創生臨時交付金	64,521	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	64,521
計	4,438,270	521,081	4,959,351				

17款 道支出金

2項 道補助金

2 民生費道補助金	229,507	3,000	232,507	2 児童福祉費補助金	3,000	保育対策総合支援事業費補助金	3,000
4 農林水産業費道補助金	37,351	4,000	41,351	1 農業費補助金	4,000	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金	3,260
						麦・大豆生産技術向上事業補助金	740
計	289,281	7,000	296,281				

19款 寄附金

1項 寄附金

2 総務費寄附金	400,003	21,000	421,003	1 企画費寄附金	21,000	地方創生応援税制寄附金	21,000
計	1,000,010	21,000	1,021,010				

20款 繰入金

1項 基金繰入金

5 農業後継者等育成基金繰入金	6,508	238	6,746	1 農業後継者等育成基金繰入金	238	農業後継者等育成基金とりくずし	238
12 財政調整基金繰入金	500,000	7,171	507,171	1 財政調整基金繰入金	7,171	財政調整基金とりくずし	7,171
13 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	130,021	12,000	142,021	1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	12,000	まち・ひと・しごと創生基金とりくずし	12,000
計	771,980	19,409	791,389				

20 繰入金

21款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	101,112	53,627	154,739	1 繰越金	53,627	前年度繰越金	53,697
計	101,112	53,627	154,739				

22款 諸収入

5項 雑入

3 雑入	212,552	3,000	215,552	2 補助金、交付金及び助成金	3,000	ブルーシー・アンド・グリーンランド財団助成金	3,000
計	212,802	3,000	215,802				

23款 市債

1項 市債

1 総務債	512,900	50,800	563,700	2 企画債	50,800	駅西口周辺エリア活性化事業債	50,800
2 民生債	47,200	23,600	70,800	1 児童福祉債	23,600	保育所等整備事業債	23,600
計	2,612,100	74,400	2,686,500				

23 市債

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,189,180	158,367	4,347,547	56,500	50,800	33,000	18,067
3 民生費	10,736,643	79,057	10,815,700	45,892	23,600	0	9,565
4 衛生費	2,507,370	384,746	2,892,116	358,619	0	0	26,127
5 農林水産業費	85,042	4,238	89,280	4,000	0	238	0
6 商工労働費	367,183	57,000	424,183	51,300	0	0	5,700
9 教育費	1,981,430	16,109	1,997,539	11,770	0	3,000	1,339
歳出合計	30,981,088	699,517	31,680,605	528,081	74,400	36,238	60,798

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
13 情報化推進費	298,236	12,367	310,603		0		12,367	12 委託料	8,910	情報通信基盤設備管理事業 12,367 委託料 8,910 保守・点検・整備委託 8,910
								13 使用料及び賃借料	3,457	使用料及び賃借料 3,457
計	3,313,809	12,367	3,326,176		0		12,367			

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	314,755	146,000	460,755	国庫支出金 56,500	50,800	寄附金 21,000 繰入金 12,000	5,700	18 負担金補助及び交付金	146,000	駅西口周辺エリア活性化事業 113,000 負担金補助及び交付金 113,000 補助金・助成金・賛助金 113,000 地域活性化政策補助事業 33,000 負担金補助及び交付金 33,000 補助金・助成金・賛助金 33,000
計	601,823	146,000	747,823	国庫支出金 56,500	50,800	寄附金 21,000 繰入金 12,000	5,700			

3款 民生費

2項 児童福祉費

2 保育総務費	2,439,233	77,444	2,516,677	国庫支出金 41,441 道支出金 3,000	23,600		9,403	18 負担金補助及び交付金	77,444	私立認可保育所等運営費支援事業 13,570 負担金補助及び交付金 13,570 補助金・助成金・賛助金 13,570 保育所等整備事業 63,874 負担金補助及び交付金 63,874 資本形成的性格なもの 63,874
3 保育園費	53,926	1,613	55,539	国庫支出金 1,451	0		162	10 需用費	1,613	市立保育園運営経費 1,613 需用費 1,613
計	3,897,269	79,057	3,976,326	国庫支出金 42,892 道支出金 3,000	23,600		9,565			

3 民生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明		
2 健康推進費	231,883	384,746	616,629	国庫支出金 358,619	0		26,127	1 報酬	1,510	フッ化物洗口推進事業		1,581
								3 職員手当等	495	報償費	35	
								4 共済費	283	旅費	5	
								7 報償費	35	需用費	747	
								8 旅費	77	役務費	69	
								10 需用費	3,037	委託料	545	
								11 役務費	29,683	保健福祉関連委託	545	
								12 委託料	318,475	備品購入費	180	
								13 使用料及び賃借料	5,215	新型コロナウイルスワクチン接種事業		383,165
										報酬	1,510	
								17 備品購入費	180	職員手当等	495	
								22 償還金利子及び割引料	25,756	共済費	283	
										旅費	72	
										需用費	2,290	
										役務費	29,614	
										委託料	317,930	
										清掃委託	264	
										警備委託	319	
										保守・点検・整備委託	15,246	
										保健福祉関連委託	289,364	
										各種電算処理等委託	12,737	
										使用料及び賃借料	5,215	
										償還金利子及び割引料	25,756	
計	452,174	384,746	836,920	国庫支出金 358,619	0		26,127					

5款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業振興費	63,859	4,238	68,097	道支出金 4,000	0	繰入金 238		18 負担金補助及び交付金	4,238	六次産業化等支援事業		238
										負担金補助及び交付金	238	
										補助金・助成金・賛助金	238	
										持続的畑作生産体系確立緊急支援事業		3,260
										負担金補助及び交付金	3,260	
										補助金・助成金・賛助金	3,260	
										麦・大豆生産技術向上事業		740
										負担金補助及び交付金	740	
										補助金・助成金・賛助金	740	

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
計	72,118	4,238	76,356	道支出金 4,000	0	繰入金 238				

6款 商工労働費
1項 商工費

1 商業振興費	305,078	57,000	362,078	国庫支出金 51,300	0		5,700	18 負担金補助及び交付金	57,000	プレミアム付商品券発行事業 57,000 負担金補助及び交付金 57,000 補助金・助成金・賛助金 57,000
計	347,958	57,000	404,958	国庫支出金 51,300	0		5,700			

9款 教育費
1項 教育総務費

3 教育振興費	310,452	30	310,482		0		30	24 積立金	30	教育振興経費 30 積立金 30
計	372,245	30	372,275		0		30			

9款 教育費
4項 社会教育費

4 文化財保護費	34,480	3,000	37,480		0	諸収入 3,000		7 報償費 10 需用費 11 役務費 12 委託料	300 1,469 10 1,221	寒地稲作成功１５０周年記念事業 3,000 報償費 300 需用費 1,469 役務費 10 委託料 1,221 企画運営・作成等委託 1,221
計	405,587	3,000	408,587		0	諸収入 3,000				

9款 教育費
5項 保健体育費

4 小学校給食運営費	298,443	7,984	306,427	国庫支出金 7,185	0		799	10 需用費	7,984	小学校給食提供経費 7,984 需用費 7,984
5 中学校給食運営費	288,137	5,095	293,232	国庫支出金 4,585	0		510	10 需用費	5,095	中学校給食提供経費 5,095 需用費 5,095
計	753,557	13,079	766,636	国庫支出金 11,770	0		1,309			

給与費明細書

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

給　与　費　明　細　書

1 特別職

（単位：千円）

区分		職員数(人)	給与費 報酬	給料	期末手当（年間支給率）	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計	共済費	合計	備考
補正後	長 等	3		27,036	10,790 (3.30月分)		351		38,177	6,245	44,422	退8,652 公44
	議 員	22	93,060		37,670 (3.30月分)				130,730	30,039	160,769	
	その他	27	10,196						10,196		10,196	
	計	52	103,256	27,036	48,460		351		179,103	36,284	215,387	
補正前	長 等	3		27,036	10,790 (3.30月分)		351		38,177	6,245	44,422	退8,652 公44
	議 員	22	93,060		37,670 (3.30月分)				130,730	30,039	160,769	
	その他	27	10,196						10,196		10,196	
	計	52	103,256	27,036	48,460		351		179,103	36,284	215,387	
比 較	長 等	0		0	0		0		0	0	0	退0 公0
	議 員	0	0		0				0	0	0	
	その他	0	0						0		0	
	計	0	0	0	0		0		0	0	0	

備考　1　長等とは、市長、副市長及び教育長をいう。
　　2　その他には、地方公務員法第3条第3項第1号の規定により、就任について 議会 の選挙、議決又は同意を必要とする職に限定して給与費を記載した。
（公平委員会委員3人、固定資産評価審査委員会委員3人、選挙管理委員会委員 及び補充員8人、監査委員2人、農業委員会委員7人、教育委員会委員4人）

2 一般職

（1） 総括

（単位：千円）

区分	職員数(人) 一般職員	会計年度任用職員	給与費 報酬	給料	職員手当	計	共済費	合計	備考
補正後	（ 44 ） 466	（ 405 ） 32	438,713	1,867,403	1,298,593	3,604,709	737,361	4,342,070	退278,283 公3,727
補正前	（ 44 ） 466	（ 405 ） 32	437,251	1,867,403	1,298,098	3,602,752	737,078	4,339,830	退278,283 公3,727
比 較	0 0	0 0	1,462	0	495	1,957	283	2,240	退0 公0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	60,467	716	24,956	55,376	64,731	151,051	7,027	36,440
	補正前	60,467	716	24,956	55,376	64,731	151,051	7,027	36,440
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	826,326	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	補正前	825,831	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	比 較	495	0	0	0	0	0	0	

（　）内は短時間勤務職員等の数（外数）

給　与　費　明　細　書

（ア）一般職員　（単位：千円）

区分	職員数(人)	給与費 報酬	給料	職員手当	計	共済費	合計	備考
補正後	(44) 466	0	1,803,640	1,209,053	3,012,693	640,800	3,653,493	退278,283 公3,727
補正前	(44) 466	0	1,803,640	1,209,053	3,012,693	640,800	3,653,493	退278,283 公3,727
比 較	0 0	0	0	0	0	0	0	退0 公0

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	60,467	716	23,407	55,376	64,731	150,771	7,027	36,440
	補正前	60,467	716	23,407	55,376	64,731	150,771	7,027	36,440
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	738,615	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	補正前	738,615	40,549	0	2,601	28,353	0	0	
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	

（　）内は再任用短時間勤務職員等の数（外数）

（イ）会計年度任用職員　（単位：千円）

区分	職員数(人)	給与費 報酬	給料	職員手当	計	共済費	合計	備考
補正後	(405) 32	438,713	63,763	89,540	592,016	96,561	688,577	
補正前	(405) 32	437,251	63,763	89,045	590,059	96,278	686,337	
比 較	0 0	1,462	0	495	1,957	283	2,240	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	【参考】児童手当
	補正後	0	0	1,549	0	0	280	0	0
	補正前	0	0	1,549	0	0	280	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	宿日直手当	夜勤手当	休日手当	単身赴任手当	災害派遣手当	
	補正後	87,711	0	0	0	0	0	0	
	補正前	87,216	0	0	0	0	0	0	
	比 較	495	0	0	0	0	0	0	

（　）内は会計年度任用職員短時間勤務職員の数（外数）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

（単位:千円）

区　　分	増　減　額	増　減　事　由　別　内　訳		説　　明	備　　考
給　　料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他増減分	0		
職　員　手　当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他増減分	0		

(3)給料及び職員手当の状況

ア　職員1人当たり給与

（単位:円）

区　　分		一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
令和5年1月1日現在	平均給料月額	301,979	304,626	379,425	－
	平均給与月額	320,553	327,041	388,625	－
	平 均 年 齢	39歳4月	39歳11月	50歳10月	－
令和4年1月1日現在	平均給料月額	303,751	311,853	376,080	－
	平均給与月額	322,435	333,984	384,820	－
	平 均 年 齢	39歳9月	41歳2月	51歳8月	－

備考　再任用短時間勤務職員等を除く。

イ 初任給

（単位:円）

区　　分	学　歴	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
北広島市の制度	高校卒	154,600	154,600	154,600	－
	大学卒	185,200	185,200	185,200	－
国　の　制　度	高校卒	154,600	－	－	－
	大学卒	185,200	－	－	－

ウ　級別職員数　　（　）内は再任用短時間勤務職員等の数及び構成比（外数）

区分	級	一般行政職 職員数（人）	一般行政職 構成比（%）	消防職 職員数（人）	消防職 構成比（%）	教育公務員 職員数（人）	教育公務員 構成比（%）	技能労務職 職員数（人）	技能労務職 構成比（%）
令和5年1月1日現在	7級	(−) 13	(−) 3.6	(−) 1	(−) 1.1	(−) 2	(−) 50.0	(−) −	(−) −
	6級	(−) 34	(−) 9.5	(−) 6	(−) 6.4	(−) 1	(−) 25.0	(−) −	(−) −
	5級	(7) 17	(14.6) 4.8	(−) 6	(−) 6.4	(−) 0	(−) 0.0	(−) −	(−) −
	4級	(7) 118	(14.6) 33.1	(−) 39	(−) 41.9	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
	3級	(30) 95	(62.5) 26.6	(4) 14	(100) 15.1	(−) 1	(−) 25.0	(−) −	(−) −
	2級	(4) 45	(8.3) 12.6	(−) 10	(−) 10.8	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
	1級	(0) 35	(0) 9.8	(−) 17	(−) 18.3	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
	計	(48) 357	(100) 100	(4) 93	(100) 100	(−) 4	(−) 100	(−) −	(−) −
令和4年1月1日現在	7級	(−) 13	(−) 3.6	(−) 1	(−) 1.1	(−) 1	(−) 25.0	(−) −	(−) −
	6級	(−) 39	(−) 10.9	(−) 9	(−) 9.7	(−) 2	(−) 50.0	(−) −	(−) −
	5級	(3) 10	(6.3) 2.8	(−) 3	(−) 3.2	(−) 1	(−) 25.0	(−) −	(−) −
	4級	(8) 125	(16.7) 35.0	(−) 40	(−) 43.0	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
	3級	(31) 91	(64.6) 25.5	(4) 16	(100) 17.2	(−) 1	(−) 25.0	(−) −	(−) −
	2級	(3) 51	(6.3) 14.3	(−) 11	(−) 11.8	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
	1級	(0) 31	(0) 8.7	(−) 12	(−) 12.9	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
	計	(45) 360	(100) 100	(4) 92	(100) 100	(−) 5	(−) 100	(−) −	(−) −

（級別の基準となる職務）

区分	職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1　主査等の職務 2　困難な業務を処理する主任の職務
5級	課長等の職務
6級	1　消防署長等の職務 2　困難な業務を処理する課長等の職務
7級	1　部長等の職務 2　困難な業務を処理する消防署長等の職務

エ　昇給

	区　　分		合　　計	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
補正後	職員数（A）		466	366	96	4	0
	昇給に係る職員数（B）		433	341	88	4	0
	号給数別内訳	1号給	0	0	0	0	0
		2号給	40	33	4	3	0
		3号給	3	3	0	0	0
		4号給	390	305	84	1	0
	比率(B)/(A)		92.9%	93.2%	91.7%	100.0%	－
補正前	職員数（A）		466	366	96	4	0
	昇給に係る職員数（B）		433	341	88	4	0
	号給数別内訳	1号給	0	0	0	0	0
		2号給	40	33	4	3	0
		3号給	3	3	0	0	0
		4号給	390	305	84	1	0
	比率(B)/(A)		92.9%	93.2%	91.7%	100.0%	－

備考　職員数欄には再任用短時間勤務職員等を含まない。

オ　期末手当・勤勉手当

（ ）内は再任用職員等の支給率

区　　分	支給期別支給率		支給率	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月（月分）	12月（月分）	計	
補 正 後	(1.15) 2.200	(1.15) 2.200	(2.30) 4.40	有
補 正 前	(1.15) 2.200	(1.15) 2.200	(2.30) 4.40	有
国の制度	(1.15) 2.200	(1.15) 2.200	(2.30) 4.40	有

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区　分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	

キ　地域手当

支給対象地域	北広島市	札幌市	国への派遣等
支給率(%)	0%	3%	20%
支給対象職員数(人)	0	0	2
国の指定基準に基づく支給率(%)	北海道内は札幌市に在勤する職員 3%		東京都特別区に在勤する職員 20%

ク　特殊勤務手当

区　分	全職種	一般行政職	消防職	教育公務員	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.6%	0.0%	2.6%	0.0%	－
支給対象職員の比率(%)（令和5年1月1日現在）	16.0%	1.0%	74.0%	0.0%	－
手当の名称	防疫作業手当　行旅死病人取扱従事手当　消防業務手当 野犬掃とう業務手当　災害応急対策等派遣手当				

ケ　その他の手当

区　分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	異	支給最高限度額　月額　27,000 円 家賃　支給額 (1)23,000円以下　(1)家賃－11,000円 (2)23,001～52,999円　(2)(家賃-23,000円)×1/2+12,000円 (3)53,000円以上　(3)27,000円
通勤手当	異	交通機関等利用者　実費支給 交通用具使用者　通勤距離に応じて定額支給

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限 度 額	前年末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国(道)支出金	地方債	その他	
インターネット仮想ブラウザサーバ借上経費	43,480	－	－	令和5 ～ 令和10	43,480				43,480
防災食育センター厨房備品等更新経費	255,845	－	－	令和5 ～ 令和6	255,845		176,100		79,745

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高
並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区　　分	令和3年度末現在高	令和4年度末現在高	令和5年度中増減見込		令和5年度末現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1　普通債	19,481,170	20,590,650	3,709,300	1,393,529	22,906,421
(1)総務債	4,795,304	4,533,886	681,700	351,575	4,864,011
うち庁舎	3,206,534	3,050,616	0	155,946	2,894,670
(2)民生債	328,214	334,803	70,800	45,591	360,012
(3)衛生債	1,516,013	1,388,649	971,200	137,104	2,222,745
(4)農林水産業債	46,820	38,908	0	3,888	35,020
(5)商工労働債	44,480	38,860	0	14,420	24,440
(6)土木債	9,216,329	10,871,102	1,674,700	469,194	12,076,608
うち道路橋梁	4,762,799	5,292,574	803,600	233,628	5,862,546
うち公園	1,001,362	1,149,732	90,500	71,219	1,169,013
うち街路	1,265,169	2,194,714	0	22,547	2,172,167
うち公営住宅	1,969,261	1,865,893	79,500	118,428	1,826,965
(7)消防債	373,270	309,646	89,900	57,131	342,415
(8)教育債	2,965,822	2,976,462	221,000	249,624	2,947,838
うち学校	2,233,875	2,390,884	192,100	192,042	2,390,942
(9)市場公募債借換債	194,918	98,334	0	65,002	33,332
2　災害復旧債	837,105	811,415	0	94,126	717,289
3　その他	11,248,387	10,604,974	207,000	932,663	9,879,311
(1)減税補填債等	343,503	342,110	0	24,320	317,790
(2)臨時財政対策債	10,904,884	10,262,864	207,000	908,343	9,561,521
合　　計	31,566,662	32,007,039	3,916,300	2,420,318	33,503,021

令和5年度起債借入見込額は、令和4年度繰越未収入特定財源地方債を含む。